

令和4年2月7日

保護者 様

燕市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の対応変更について（お知らせ）

日頃より、燕市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

県内においては、新型コロナウイルス（オミクロン株）の新規感染者の増加が続いており、市内においても学校関係者の陽性の判明が続いております。

このような中、新潟県でも保健所対応の重点化が図られることになりました。このことに伴い、市立学校において、児童生徒及び教職員の感染が判明した場合の対応について、当面の間、下記のとおりといたします。これまでの基本的な感染防止対策を継続いただくとともに、下記について、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 変更点

- (1) 学校関係者の陽性が判明した場合は、学校と教育委員会が接触状況等を調査し、県から示された資料及び保健所の助言に基づき、濃厚接触者を特定します。お子さんが濃厚接触者と特定された場合は、学校又は教育委員会から、保護者へ連絡をいたします。濃厚接触者として特定されたお子さんは、陽性者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機となります。ご家庭では、自宅待機の間のお子さんの健康観察を行ってくださいますようお願いいたします。
- (2) 濃厚接触者に特定された場合は、ワクチン・検査パッケージ等無料化事業によるPCR検査を受けることは控えてください。なお、発熱等の体調変化があった場合は、保護者からかかりつけ医または新潟県新型コロナ受診・相談センター（025-256-8275）に相談してください。
- (3) 今回の対応変更により、陽性者と同居する家族以外の濃厚接触者へのPCR検査及び他の児童生徒を対象とした抗原検査は行われなくなりました。

### 2 陽性者が判明した場合の対応について

- (1) 陽性が確認された児童生徒は、保健所から指示された登校可能日の前日まで出席停止とします。
- (2) 陽性者の人数や接触期間・接触内容から、学校と燕市教育委員会が協議し、燕市教育委員会が臨時休業の範囲（休校・学年閉鎖・学級閉鎖）と期間を決定します。在校中に陽性が判明した場合は、給食後下校とします。
- (3) 学校は、臨時休業（休校・学年閉鎖・学級閉鎖）期間中に校内の必要な範囲について、消毒を行います。
- (4) 県から示された資料及び保健所の助言に基づき、接触期間・接触内容から、学校と燕市教育委員会が協議したうえで、燕市教育委員会が濃厚接触者を特定します。特定された濃厚接触者は、7日間自宅待機し、健康観察を家庭にて行っていただきます。
- (5) 臨時休業期間中に、陽性者が複数確認されるなど、感染の広がりが疑われる場合は、臨時休業期間の延長等の措置を検討します。感染の広がりが見られない場合は、保健所の助言に基づき、再開の判断をします。

【担当】学校教育課  
主任指導主事 今井 泰輔  
電話 0256-77-8191